

青森市中央・公設地方卸売市場 経営ビジョン改訂版（概要）（案）

現行の経営ビジョン（平成25年策定）

将来像「地域に根ざした持続可能な市場」を目指し、3つの基本方針のもと、27項目の取組内容に取り組む

卸売市場法の改正	業務条例等の改正
【概要】 ・開設者（地方自治体のみ→民間も可能） ・国等の関与（市場開設の認可・許可→認定） ・卸売業者（国又は県の許可→廃止） ・取引ルール（一律ルール→共通ルールのみ）	【概要】 ・開設者（取引参加者への指導及び助言） ・国等の関与（改善措置命令対象が開設者に変更） ・卸売業者（国又は県に代わり市長が許可） ・取引ルール（共通ルール以外の不要な規制の廃止）

+

経営戦略の策定（総務省の要請）

経営ビジョンの改訂

本市の卸売市場を取巻く状況

将来像の達成に「プラスに働く状況」	将来像の達成に「マイナスに働く状況」
・豊富な県産品を取り扱える立地の優位性 ・交通の要衝地で卸商業団地が隣接する立地の優位性 ・消費地市場かつ産地市場であるという優位性 ・法及び条例等の改正による取引ルールの緩和 ・健康に良く安全で安価なものを求める志向 ・栄養バランスのとれた食事に対するニーズの高まり	・売上高の減少に伴う市場使用料の減少 ・大規模小売店に対する販売力の弱さ ・売買参加者数の減少 ・老朽化等へ対応するための市場の環境整備 ・全国的な傾向以上の少子高齢化の進行 ・流通ルートの多様化 ・食の外部化と加工食品に対するニーズの増加 ・大規模災害等による生鮮食料品等の供給障害

将来像達成に向けて取り組むべき課題

- ・取引ルールの緩和を十分に活用して市・県産品の販売を推進する必要があります。
- ・売上高を増加させるため、取引参加者を増やす必要があります。
- ・豊富な農水産品を取り扱うことができる優位性を活かし、消費者の志向やニーズに対応する必要があります。
- ・大規模小売店等の量販店への対応を強化する必要があります。
- ・大規模災害等の発生に対応するため、事業継続計画（BCP）を策定する必要があります。
- ・施設の老朽化に対し、青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に則り市場の環境整備を行う必要があります。

改訂のポイント

卸売市場法や業務条例等の改正に対応するとともに、市場事業の経営改善を図る観点から、**27項目の取組内容を20項目に集約**し、そのうち**9項目の取組内容を強化**するよう改訂しました。

基本方針・取組内容（◎：取組内容を強化するもの）

基本方針①：市場機能の強化

取引の活性化	(6 → 4 項目)	◎取引参加者増加策の検討 ◎取引参加者に対する指導監督の実施 ◎商物分離取引に対応する効率的な物流の検討 ◎取引ルールの緩和を活用した取引の実施
品質管理及び衛生環境の向上	(2 → 2 項目)	◎HACCPに基づく衛生管理の高度化 ・ファシリティマネジメント推進基本方針に基づく環境整備
環境問題への対応	(2 → 2 項目)	・フォークリフトの電動化の推進など ・照明器具のLED化の推進など
危機管理体制の確立	(2 → 2 項目)	・非常時に必要な設備の電源供給の確保 ◎事業継続計画（BCP）の策定
空き施設等の有効利用	(1 → 1 項目)	・空き施設を解消する方策の検討
人材の確保及び資質向上	(1 → 1 項目)	◎新規就業者を増やす方策の検討

基本方針②：販売力の強化

生産者と共同で、市・県産品の販売に取り組む	(3 → 3 項目)	・流通面からのブランド化の支援 ・イベントや商談会を活用した新規販売先の確保 ・産地市場の強みを活かした販売増加策の検討
市場全体で小売業の活性化を進め	(2 → 2 項目)	・小売店と連携した市・県産品の販売促進 ・市場内での一次加工や調整機能の検討
売上げ増加に向けた他市場との連携	(2 → 0 項目)	※「取引の活性化」に統合

基本方針③：情報発信の強化

消費者が求めている情報の発信	(2 → 1 項目)	◎SNSを活用した情報発信
食育・花育の普及促進を図る	(2 → 1 項目)	◎各種事業を活用した啓発の促進
生産者や小売店等との連携による情報発信	(2 → 1 項目)	・生産者や小売店等への適時適切な情報提供

推進体制

- ◆ 計画期間は令和3年度から令和12年度の10年間とします。
- ◆ 具体的な実施内容の立案・実行及び実施状況の評価のため、「(仮称)青森市中央・公設地方卸売市場経営ビジョン推進委員会」を設けます。
- ◆ 経営ビジョンの内容は、社会情勢の変化や取組状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。